

追補 シンガポール政府の社会資本整備部局の再編

一九九五年九月一日付けで、シンガポール政府は、社会資本整備担当部局の再編を行った。ただし、その全貌が確認できるまでに一カ月ほどかかり、本書の印刷に着手された後となってしまったため、追補としてその概略をここに記す。

社会資本整備担当部局の再編の内容

1 陸上交通庁の担当業務

運輸・通信省(MOC)の下に、新たに外局組織として陸上交通庁(Land Transport Authority)が創設された。同庁の目的は、公共・民間交通インフラおよびその政策に関し、計画、建設、実施および運営を総合的に行うこととされている。担当業務としては、

- ① 総合交通政策の立案・実施
- ② 公共交通に関すること(許認可等)
- ③ 道路建設・維持管理
- ④ 自動車の検査、登録および各種登録料(税)の徴収

- ⑤新車登録の権利 (COE) の発行等
 - ⑥エリアライセンス制度、道路通行料金徴収制度 (いずれも都心部への自動車の流入規制制度) に係る料金徴収
 - ⑦MRT (地下鉄、郊外では高架鉄道) の整備・運営等
- 等をあげることができる。

2 統合される従来の行政組織

以上のような業務をもつ陸上交通庁は、従来の行政機関のうち、次のものを統合して創設された形となる。

- ①運輸・通信省の陸上交通部 (Land Transport Division, 公共交通を担当) および自動車登録局 (The Registry of Vehicles, 自動車保有制度の担当) —— 同省の内局であるこれらの部局は、同省の外局である陸上交通庁へ移された。
- ②国家開発省公共事業局の道路・輸送部 (Roads and Transportation Division, 道路計画・建設を担当)
- ③MRT公社 (MRTの運営を担当)

3 陸上交通庁の収入

創設された陸上交通庁は、外局組織であるため、原則として会計面でも一定の独立性をもつが、具体

的な収入源は次のとおりとされている。

- ① 独自の収入源——自動車登録料、交通反則金等
- ② 管理費用——大蔵省より補助を受ける。
- ③ 建設費——政府の支出（日本でいう一般会計支出等）
- ④ 借入——大蔵省の認可を受けて行うことができる。

4 陸上交通庁の組織

長官、副長官の下に、次の五つの部が設けられている。

- 計画・事業部 (Planning and Project)
- 技術・交通管理部 (Engineering and Traffic Management)
- 車両・交通施設許可部 (Vehicle and Transit Licensing)
- 政策部 (Policy)
- 総務部 (Corporate Services)